

事業計画変更についての意見書

令和 年 月 日

柏市長 あて

意見書提出人

住 所

氏 名

電話番号 ()

柏市柏インター西土地区画整理事業の事業計画変更について意見があるので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。）第20条第2項の規定により、次のとおり、意見書を提出します。

1 意見書の趣旨

2 口頭意見陳述

希望する ・ 希望しない

補足説明

- 1 意見書は事業を認可する柏市長宛てになります。
- 2 意見書は別紙を添付し提出することも可能です。なお，別紙を添付するときはA4版400字詰原稿用紙2枚程度とし，本用紙に添付してください。
- 3 法人が提出する場合は，法人名及び代表者名を記載してください。
- 4 提出期間内の郵便局の消印又は信書便事業者の受付印のあるものが有効となります。
- 5 意見書を提出できる方は，土地区画整理法第20条第2項に規定されている利害関係者です。

〔参考〕土地区画整理法第20条第2項

当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者（以下「利害関係者」という。）は，前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては，縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに，都道府県知事（※）に意見書を提出することができる。ただし，都市計画において定められた事項については，この限りではない。

※土地区画整理法第136条の3の規定により，都道府県知事の権限に属する事務は中核市長等が行うものとされています。よって，意見書の提出先は柏市長となります。